

我が国における障害者関連の法整備及び 国の施策の変遷

Development of legislation on the person with disabilities relation in our country and change in a national policy

清 水 浩

Hiroshi Shimizu

我が国においては、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」（中央教育審議会，1999）以降、キャリア教育に関連した様々な施策が進められてきた。また、2004年1月の文部科学省のキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議においては、職業教育と進路指導の充実に必要な視点が報告されている。その流れを受け、特別支援学校高等部学習指導要領総則に「キャリア教育の推進」が規定され、就労につながる職業教育の一層の充実が課題となっている。

今回は、我が国における法的整備の現状、特別支援教育関連法規における近年の改正の動向、障害者福祉制度等における近年の改正の動向を概観することにより、特別支援教育との関連について考察した。

キーワード：特別支援教育、障害者基本法、発達障害者支援法、合理的配慮、ASD

1 はじめに

我が国においては、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」（中央教育審議会，1999）以降、キャリア教育に関連した様々な施策が進められ、キャリア教育は教育改革の重点行動計画に位置付けられた。また、2004年1月の文部科学省のキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議において、「学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の推進が必要であること」、「キャリア発達を促す指導と進路決定のための指導とを、一連の流れとして系統的に調和をとって展開することが求められること」など、職業教育と進路指導の充実に必要な視点が報告されている。その流れを受け、2009年3月に告示された特別支援学校学習指導要領の改訂の基本方針を踏まえ、特別支援学校高等部学習指導要領総則に、職業教育にあたって配慮すべき項目及び進路指導の充実に係る「キャリア教育の推進」が規定され、就労につながる職業教育の一層の充実が課題となっている。

特別支援教育においてもこの点を踏まえ、進路指導、職業教育を含めた学校から社会への適切な移行支援計画を策定していく必要があり、その中でも自閉症児に対する試みは重要である。何故なら、特別支援学校知的障害教育部門全体で、自閉症のある児童生徒の割合は、39.6%（小学部46.8%、中学部42.5%、高等部29.5%）（全国特別支援学校知的障害教育校長会、2013）を占めており、これに対応した教員の専門性向上が、緊急課題となっているからである。

現在、知的障害特別支援学校高等部を卒業し、一般企業に就労している自閉症スペクトラ

ム障害（Autism Spectrum Disorder：以下「ASD」）者は増加傾向にあり、このことは、我が国において進められてきた発達障害者に対する就労支援制度の整備及びキャリア教育推進の結果である。しかし、職業生活を続ける中で職場定着等における課題も多くみられ、その理由として、ASD児者の特性理解や就労先への移行支援等の困難さが挙げられている。

2 法的整備の現状

文部科学省「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（2003）では、今まで障害のある児童生徒の障害の種類や程度に注目してきた特殊教育から、学習障害(Learning Disabilities：以下「LD」、注意欠陥多動性障害（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：以下「ADHD」、高機能自閉症（High-Functioning Autism：以下「HFA」）を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものとし、それらも含めて一人一人の教育的ニーズを丁寧に把握し対応していく特別支援教育への転換について述べられている。

これを受けて、それまでの特殊教育から新たな特別支援教育への転換が始まり、現在に至る間に、必要な法整備がなされるとともに、関連する通知が発出され、モデル事業や研修会が相次いで進められた。この間に成立・改正された主な法律等をTable1に示す。但し、法令などは継続して改正が行われている。

Table 1 特別支援教育に関係のある主な法律等で近年になって成立・改正されたもの

・障害者基本法	(2004年6月改正, 2011年8月改正)
・発達障害者支援法	(2004年12月改正, 2005年4月施行)
・障害者自立支援法	(2005年12月改正, 2006年4月施行)
・学校教育法施行規則	(2006年3月改正, 2006年4月施行)
・学校教育法	(2006年6月改正, 2007年4月施行)
・高齢者障害者 移動円滑化促進法 (新バリアフリー法)	(2006年6月成立)
・教育基本法	(2006年12月改正, 12月施行)
・学校教育法施行令	(2007年3月改正, 4月施行)
・障害者福祉法	(2011年8月公布, 施行)
・障害者総合支援法	(2012年6月成立, 2013年4月施行)
	※障害者自支援法の改正に伴い、題名が変更された。
・障害者雇用促進法	(2013年6月公布, 2016年4月施行)
・障害者差別解消法	(2016年4月施行)

(柘植, 2013の表を参考に加筆)

3 特別支援教育関連法規における近年の改正の動向

2006年12月に改正された教育基本法では、新たに第4条が盛り込まれ、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要

な支援を講じなければならない。」と規定された。この最も根本をなす法律に、初めて国の特別支援教育の姿勢が盛り込まれた意義は大きいと言える。実質的に教育の中身を規定する「学校教育法等の一部を改正する法律」は、2006年6月に改訂され、「特殊教育」が「特別支援教育」に名称変更された。今後、行政的には、障害児教育全般を指す用語として「特別支援教育」が用いられることになった。この時点では、従来通り学校教育法の第6章内で特別支援教育について規定されていたが、教育基本法の改定を受けて2007年6月に改定された学校教育法では、これまで長く第6章に位置付けられていたものが、第8章に移されている。

4 障害者福祉制度等における近年の改正の動向

社会福祉基礎構造改革の流れの一環として、2003年に身体障害児者・知的障害児者の福祉サービスが、行政処分の形である措置制度から、利用者契約を前提とした支援費制度へと移行して以来、障害者支援は利用者一人一人のニーズに基づいた支援計画に沿って行われるようになった。しかし、課題も多くみられ、その課題修正を目的にした「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が、2004年10月に厚生労働省より発表され、さらにこのグランドデザイン案を具現化する形で、2005年に発達障害者支援法が施行された。

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。

また、我が国として初めて発達障害の定義や教育等の必要性について規定した法律であり、21世紀になって特殊教育から特別支援教育への転換や、発達障害の理解啓発、発達障害の子どもへの指導・支援の本格的な開始など、教育のみならず、福祉、医療、労働など幅広い分野に影響を与えている。特に、教育に関する第8条では、国及び地方公共団体に求められる役割と、大学及び高等専門学校における適切な教育上の配慮について、さらに、第10条の1で都道府県の役割として就労支援に必要な体制整備、関係諸機関の連携、就労機会の確保について、第10条の2で学校における就労準備について等、都道府県及び市町村の責務及び教育や就労支援体制等の充実について述べられている。

柘植（2005）は、特別支援教育政策の立場から、特別支援教育の推進と発達障害者支援法の各条との関係を示し、「LD・ADHD・HFA等を含め障害のある児童生徒に、個別の教育支援計画を策定するための策定検討委員会を各都道府県等に設置している。小・中学校のみならず幼稚園や高等学校においても、必要に応じて個別の教育支援計画が策定されていくことになる。その際、学校から社会への移行に関する内容も含まれ、卒後に関係の深い関係諸機関と連携した就労支援が期待される。」と、個別の教育支援計画の策定と発達障害者支援法第10条の「就労の支援」との関係について述べ、今後さらに特別支援教育を推進し、就労支援を充実させていくためにも、個別の教育支援計画の策定と卒後に関係の深い関係諸機関との連携を深めていく必要があるとしている。

一方、三苦（2014a）は、この法律における課題として、①支援者人材育成、②発達障害者のための手帳制度、③インクルーシブ教育の推進、の三点を挙げ、発達障害者支援法の内容の見直しが求められているとしている。この中でも特に、三苦が課題の一つとして挙げた発達障害者のための手帳制度に関しては、共同通信社（2015）が自閉症やアスペルガー症候

群（Asperger syndrome：以下「AS」）などの、発達障害のある人を支援する障害者手帳の交付基準について、全国調査を実施している。その結果をTable2に示す。

Table 2 発達障害者に対する障害者手帳交付の対応

【29道府県市】	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害（おおむねIQ70～79以下）があれば、療育手帳を交付 ・知的障害の目安を超えても、独自の基準で療育手帳を交付 ・精神障害者保健福祉手帳を交付
【38都府県市】	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害（おおむねIQ70～79以下）があれば、療育手帳を交付 ・精神障害者保健福祉手帳を交付

（共同通信社，2015）

調査結果によると、全体の43%に当たる29道府県市が「IQ（Intelligence Quotient、以下「IQ」）が目安を超えても、日常生活の困難さを総合的に判断し、療育手帳を交付する。」などと回答し、その中には発達障害のある人のために別途、IQ89（静岡県）やIQ91（川崎市）といった高めの目安を設けているケースも報告されている。このように障害者手帳の交付基準は未統一で、都道府県や政令指定都市によって、発達障害者に対する支援がばらばらであるという結果を示している。また、発達障害のある人は、どこの自治体でも「精神障害者保健福祉手帳」を申請できるが、精神障害という言葉への違和感から取得をためらう人もいる。このような理由から転居の際に混乱が生じることもあり、自治体からは国による基準の統一を求める声が上がっているのが現状である。

小川（2005a）は、「発達障害のある人は、その障害特性の分かりにくさから、適切な就労支援を得られないことが少なくない。発達障害者支援法を契機とし、支援体制の整備及び支援方法・技術の体系化が進むことが期待される。」とし、就労支援の場面における障害特性理解と支援体制の充実の必要性を挙げている。また、下野新聞社（2015）は、「発達障害のある人は、職場で人間関係がこじれ、自主退職に追い込まれるケースもある。厚生労働省は専門知識を持つ職員を公共職業安定所に配置し、発達障害の人を雇った企業への助成も行っているが、企業側の理解が一層求められるなど、就労支援面においては課題が多くみられる。」とし、発達障害者の人たちが、自分の希望や能力に応じた仕事に就いているとは言いがたい現状について述べている。発達障害は主に他人とのコミュニケーションが取りづらかったり、特定の物事に強くこだわったりすることが特徴の一つだが、本人や周囲が原因に気付かないことも多く、福祉の対象から外れた「谷間の障害」と呼ばれてきた。発達障害という障害が目に見えてすぐに分かるような障害ではないため、具体的にどのような支援をすればよいのかが企業及び支援者にも十分理解できていないことが課題として考えられる。

次に、2006年には障害者自立支援法が施行された。

厚生労働白書（2007）によると、障害者自立支援法の成立理由について、「障害保健福祉の分野においては、2003年に、行政がサービス内容を決定する措置制度に代えて、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する支援費制度が導入された。同制度の下、利用者数が増加するなどの効果は得られたが、サービスや係わる費用が予想を超えて伸びたことや、支援費の支給決定を行う際の全国統一の基準がないこと、また、サービス利用状況につき地域差が大きいことなど、解決すべき

課題が存在していた。」と述べられている。

障害者自立支援法は、障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものであるが、その中に、「新たな就労支援事業の創設や福祉と雇用の連携強化による就労支援策の更なる充実」が盛り込まれている。具体的には、障害者の就労支援を一つの柱としており、福祉サイドからの就労支援を充実強化するため、就労移行支援や就労継続支援等の事業を創設するとともに、福祉分野と雇用・教育分野等との連携を強化し、障害者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会を目指すとしている。

また、この法律は、障害者の就労支援と地域支援への移行に重点が置かれている。従来の授産施設に替わり、就労移行支援事業、就労継続支援事業等の新たなサービスが生まれ、一般企業等の就職を希望する人への支援やサービスが行われている。具体的には、公共職業安定所が行う関係諸機関と連携した障害者の就職及び定着支援「地域障害者就労支援事業(チーム支援)」や、地域障害者職業センターによる就労移行支援事業所等への助言・援助等の実施、障害者就業・生活支援センターのさらなる設置などが挙げられる。

関(2006)は、障害者自立支援法と個別的教育支援計画との関係性について、①「障害がある人の連続するライフサイクルの主要部分を担う。」と、②「地域にあって、障害に伴う生きにくさに介入して、あたり前の社会生活を実現するという社会福祉本来の使命を担う。」という二つの共通点を挙げているが、「今後、特別支援教育を推進するには、個別的教育支援計画を通して、生涯にわたる支援体制を整えることとしており、学校教育の在り方とともに、それに続く次なる段階のライフステージがいかに展開されるかが課題である。」としており、今後、障害者施策と併せながら個別的教育支援計画を充実させていく必要性について述べている。

2012年6月には、障害者自立支援法に代わる新法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、2013年4月より施行された。障害者総合支援法の概要は、障害者自立支援法の名称の変更、対象の拡大(難病を対象にする)、介護給付・訓練等給付に分かれていたケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護の利用拡大、障害福祉計画の定期的な見直しによるサービス基盤の整備などの諸点が示されている。特に、対象については、障害者自立支援法成立時の身体障害、知的障害、精神障害に、障害者自立支援法の改正時の発達障害、高次脳機能障害、今回の難病を加えて計6領域の障害となった。

また、障害者の就労支援については、「障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実にできるようなサービスの在り方について検討するとともに、障害者を雇用する企業に対して、雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。」としている。

特別支援学校における進路指導では、キャリア教育を充実させて就労に必要な力を身に付けると同時に、就労支援機関等と連携して卒業後の進路先である一般企業や福祉サービス事業所等と連絡を取り合い、本人の生活の質(Quality Of Life:以下「QOL」)を具体的に支えることを大切にしている。しかし、卒業後の進路先の現状は、かつては一般企業への就職か福祉施設かという二者択一で、福祉施設も入所か通所かの区別が少なく、また、学校は卒業直後の進路先に関心が集中していて、卒業後の進路先変更や福祉施設への移行については一部担当者を除いては関心が薄いといった状況等も多くみられた。

このような中、障害者総合支援法により、障害福祉サービスが事業目的を明確にして多様な選択ができるように体系化されたことを受け、例えば卒業と同時に就職できなくても、就

労移行支援事業を受けることで、就職にチャレンジすることもできるようになった。また、最低賃金を得る就労継続支援A型や作業能力の高い人を対象とする就労継続支援B型、仕事や創作活動のできる生活介護事業など多様な形態を設けた。このことにより、施設数は十分ではないが、事業間の移動も可能となって移行している卒業生もいる。

このように、障害者自立支援法に続く障害者総合支援法で自立過程を重視した支援システムや事業目的・内容・方法等が整備され、社会の障害者に対する理解と人権意識が深まり、障害者のライフステージに合わせて対応できる制度が整ってきたことと併せて、障害者の就労生活の広がりや安定が図られてきている。

2013年には、障害者差別に関して事業主に合理的配慮の提供を義務付けた「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」が、「雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。」と改正され、2016年4月（一部交付日、又は2018年4月）に施行される。この法律では、苦情処理を事業主と障害のある当事者との間で自主的に解決することを求めている。松為（2014）は、それに応えるためには、当事者自身が、①仕事の遂行に際しての課題を自己理解（認識）しており、②それに対処する具体的な仕方を明確に自覚しており、③これらの情報を他者に的確に伝達できること、等が不可欠であると、職場適応を自らの手で進めるには、こうしたスキルを成長の早い時期から獲得するよう支援することが望まれる、としている。

また、この法律によると、職業リハビリテーションの対象者は、「身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者」となっており、これらの障害者は、身体障害者手帳を所持している者、療育手帳所持者など知的障害があると判定された者及び精神障害者保健福祉手帳の所持者となっている。具体的には、企業は一定率の障害者を雇用しなければならないという雇用率制度並びに、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用した場合に国から助成金が支給される助成金制度などが含まれている。しかしながら、この法律では、LD、ADHD、ASDなどの発達障害者は含まれておらず、知的障害を伴わない発達障害者は対象外となっていた。2011年8月に公布・施行された、「障害者基本法の一部を改正する法律」により障害者福祉法が改正され、2011年8月から発達障害者は精神障害者に含められるようになり、精神障害者保健福祉手帳を取得できるようになっている。

一方国連では、2006年に「障害者の権利に関する条約」が採択された（2015年に日本は批准）。

本条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。本条約の締結により、我が国においては、共生社会の実現に向けて、障害者の権利の保障に向けた取組が一層強化されることとなった。第24条には、教育について「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system）及び生涯学習を確保すること、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な教育制度（general education system）から排除されないこと、障害者が他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮（reasonable accommodation）が提供されること。」などと述べられている。

また、この間、心身障害者対策基本法（1970）が障害者基本法へと改正（2011）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（2013）など、障害者に関

する一連の国内法の整備を行っている。

障害者差別解消法は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制定された（施行は一部の附則を除き2016年4月）。この法律では、差別的な取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止などが示され、さらに、支援措置として、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を国や地方公共団体に対して法的義務として位置付けることになっている。

また、障害者基本法の第4条に、障害を理由とした差別の禁止が規定されており、その第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重ではないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。」と、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止について定められている。

ここで述べられている社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指しており、このことは、教育現場においても、障害のある子どもあるいは保護者が社会的障壁の除去を望んでおり、それが体制的、財政的に均衡を失したまたは過度の負担を課さない場合には、その合理的配慮を提供しなければならないということである。

合理的配慮については、2012年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において定義された。丹野（2014a）は、その観点をTable3のようにまとめている。

Table 3 自閉症のある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

-
- 1 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を共有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
 - 2 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
 - 3 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。
-

（中央教育審議会初等中等教育分科会報告，2012）

さらに、丹野（2014b）は、自閉症のある児童生徒の指導に当たり、どのような場で教育をするにしても、①教育内容・方法、②支援体制の整備、③施設・設備、の観点で個別に必要な配慮をすることが必要であるとし、①教育内容・方法、の観点を例を、Table4のようにまとめている。

Table 4 自閉症のある児童生徒の指導に関する教育内容・方法の観点

-
- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 |
| 2 | 学習内容の変更・調整 |
| 3 | 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 |
| 4 | 学習機会や体験の確保 |
| 5 | 心理面・健康面の配慮 |
-

(丹野, 2014)

石塚 (2014) は、「中央教育審議会初等中等教育分科会報告インクルーシブ教育システム」において、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据え、その時点での障害のある子どもなどの教育的ニーズに最も的確に応える指導ができる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要であり、また、同じ場で共に学ぶ際にも、どの子どもも、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を得ながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要であることとしていることを特に重視したい。」としている。

三苦 (2014b) は、インクルーシブ教育システムの構築と今後の自閉症の教育・支援の課題として、「障害者の権利条約の批准に伴い、インクルーシブ教育の推進は一段と図られると考える。自閉症の児童生徒の基礎的環境整備や合理的配慮は、学校生活や地域生活に変化をもたらすことが期待される。通常の学級の児童生徒にはお互いの特性を知り認め合う機会にもなり、教職員をはじめ保護者、地域の人々が障害特性についても誤解のない理解が図られる機会となることが期待される。また、自閉症の児童生徒にとっては、授業等への参加のための支援やコミュニケーションの支援ツールの開発・活用が期待される。従前の自閉症の教育とは異なる取組が、自閉症のある人々の生きづらさを減らしていくことになる。自閉症にとって社会参加、社会的自立のための教育・支援が整えられるのか、問われている。」として、今後、一人一人のニーズに応じた教育の充実を図りながら、自閉症に特化した教育を作り出していく段階への進展について期待を述べている。

さらに、国は、障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に合った雇用の場につくことができるような社会の実現を目指し、障害者基本計画 (2002)、重点施策実施5か年計画 (2007)、障害者雇用対策基本方針 (2009) のもと、障害者の雇用対策を総合的に推進している。

5 まとめ

現在障害者の雇用や社会的自立に対して、さまざまな法整備や支援体制が整いつつある。特に、教育基本法や学校教育法の改正により、障害のある子どもに対する教育の役割が明らかになった。また、発達障害者支援法は、我が国において初めて発達障害の定義や教育の必要性等が位置づけられ、その後の特別支援教育の推進に大きく貢献したと考えられる。このように学校や行政、関係諸機関の取り組みは進んだが、一方で生きづらさに対する社会の理解は十分に深まっていない現状もある。

今後は、共生社会の実現に向けて関係者のさらなる歩みが求められている。

引用文献

- 中央教育審議会（1999）初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）.
発達障害者支援法（2005）
- 石塚謙二（2014）中央教育審議会初等中等教育分科会報告インクルーシブ教育システム.
共同通信社（2015）自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害がある人を支援する障害者
手帳の交付基準について全国調査.
- 松為信雄（2014）自閉症に関連のある法律及び制度. 自閉症スペクトラム児の教育と支援.
全国特別支援学校知的障害教育校長会, 東洋館出版社.
- 三苦由紀雄（2014a）自閉症に関連のある法律及び制度. 自閉症スペクトラム児の教育と支援.
東洋館出版社.
- 文部科学省（2003）今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）. 特別支援教育の在
り方に関する調査研究協力者会議.
- 小川浩（2005a）就労支援の立場から. 発達障害研究, 27, 2.
- 関宏之（2006）就労支援と障害者自立支援法－労働分野からの報告－. 発達障害研究, 28, 5.
下野新聞記事(2015) 4月30日記事.
- 丹野哲也（2014a）自閉症のある児童生徒の教育における合理的配慮の観点の例. 自閉症ス
ペクトラム児の教育と支援. 全国特別支援学校知的障害教育校長会, 東洋館出版社.
- 丹野哲也（2014b）自閉症のある児童生徒の指導に関する教育内容・方法の観点. 自閉症ス
ペクトラム児の教育と支援. 全国特別支援学校知的障害教育校長会, 東洋館出版社.
- 柘植雅義（2005）特別支援教育政策の立場から. 発達障害研究, 27, 2.
- 柘植雅義（2013）特別支援教育に関係のある主な法律等で近年になって成立・改正されたも
の. 特別支援教育～多様なニーズへの挑戦～. 中公新書.

